

## 公布された条例のあらまし

### ◇静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由及び内容

静岡空港への就航等に柔軟に対応し、静岡空港の効率的な運用を図るため、静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例（平成27年静岡県条例第35号）附則第2項に規定する規則で定める日の期限を延長しました。（附則第2項関係）

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◇静岡県地球環境保全等に関する基金条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由及び内容

基金の対象となる事業の範囲を見直したことに伴い、必要な改正を行いました。（第1条関係）

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◇静岡県南アルプス環境保全基金条例

#### 1 制定の理由

南アルプス（静岡県にあっては、静岡市葵区井川、岩崎、上坂本、小河内及び田代並びに榛原郡川根本町の区域をいう。）の環境保全に関する知識の普及及び活動の促進その他環境の保全に資する事業に要する経費に充てるため、静岡県南アルプス環境保全基金を創設することとしました。

#### 2 内容

- (1) 基金の積立額は、予算の定めるところによることとしました。（第2条関係）
- (2) 基金に属する現金の管理の方法について定めました。（第3条関係）
- (3) 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れることとしました。（第4条関係）
- (4) 基金に属する現金は、歳計現金に繰り替えて運用できることとしました。（第5条関係）

#### 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◇静岡県安心こども基金条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由及び内容

国の交付金を原資とした基金を活用して行う事業の実施期限を延長することとしたことに伴い、条例の有効期限を令和6年3月31日に改めました。（附則第2項関係）

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

#### ◇静岡県工業用水道及び水道の使用料等に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 改正の理由

受益者負担の適正化を図るため、静岡県中遠工業用水道の使用料を改めました。

##### 2 内容

静岡県中遠工業用水道の使用料を次のとおり改めました。（別表第1関係）

施設の名称	種 別	金 額	
		改正前	改正後
静岡県中遠工業用水道	基本料金	26円/㎥	32円/㎥
	使用料金	9円20銭/㎥	12円/㎥
	超過料金	70円40銭/㎥	88円/㎥

##### 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

#### ◇静岡県自然環境保全条例の一部を改正する条例

##### 1 改正の理由及び内容

自然環境保全法の改正の趣旨を踏まえ、必要な改正を行いました。（第10条、第15条、第29条関係）

##### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

#### ◇静岡県部設置条例の一部を改正する条例

##### 1 改正の理由及び内容

令和3年度の組織改編により、情報化及び統計に関する事務を知事直轄組織が分掌することとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（第2条関係）

##### 2 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

#### ◇公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例

##### 1 制定の理由及び内容

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の設立に伴い、次に掲げる条例について、同法人を条例の対象となる機関に加える等の改正を行いました。

- (1) 静岡県情報公開条例
- (2) 静岡県個人情報保護条例
- (3) 静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
- (4) 静岡県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例

##### 2 施行期日

この条例は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の成立の日から施行することとしました。

◇静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 静岡県立磐田学園で施設入所支援等を行う期限を令和4年3月31日まで延長することとしたことに伴い、必要な改正を行いました。(第1条関係)
- (2) 静岡県立浜松学園の民営化に伴い、当該施設に係る設置及び管理に関する規定を削るほか、必要な改正を行いました。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、1の(1)については公布の日から、(2)については令和4年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例及び職業能力開発促進法第15条の7第1項ただし書に規定する静岡県立職業能力開発施設以外の施設で行うことができる職業訓練等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 職業能力開発促進法施行規則の改正に伴い、職業訓練の基準について必要な改正を行いました。(第2条関係)
- (2) 静岡県立工科短期大学校を設置することとしたことに伴い、無料とする職業訓練について必要な改正を行いました。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県特別会計職員定数条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

静岡県立静岡がんセンターの診療機能の拡充等に対応するため、がんセンター事業職員の定数を1,145人から1,176人に改めました。(第3条関係)

2 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県教育委員会職員等定数条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づき、職員の定数を次のとおり改めました。(第2条関係)

区 分	改正前	改正後
学校の職員	8,271人	8,141人
県費負担教職員	11,366人	11,339人

## 2 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

### ◇義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由及び内容

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正等に伴い、教育職員の業務量の適切な管理等に関する措置について定めるほか、必要な改正を行いました。（第1条、第3条、第6条～第7条関係）

#### 2 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

### ◇静岡県社会環境基盤整備資金条例を廃止する条例

#### 1 廃止の理由

事務事業の見直しに伴い、静岡県社会環境基盤整備資金を廃止することとしました。

#### 2 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

### ◇静岡県消費者行政活性化基金条例を廃止する条例

#### 1 廃止の理由

国の交付金を原資とした基金を活用して行う事業の実施期限が到来したことに伴い、静岡県消費者行政活性化基金を廃止することとしました。

#### 2 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

### ◇静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由及び内容

- (1) 食品衛生法施行令の改正により、営業許可業種が見直されたこと等に伴い、飲食店営業許可申請手数料等の額を改定するほか、必要な改正を行いました。（別表関係）
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正等に伴い、地域連携薬局認定申請手数料等を新設するほか、必要な改正を行いました。（別表関係）
- (3) 受益者負担の適正化を図るため、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の額を改定するほか、必要な改正を行いました。（別表関係）

#### 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、1の(3)については令和3年4月1日から、(1)については同年6月1日から、(2)については同年8月1日から施行することとしました。

#### ◇静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 改正の理由及び内容

- (1) 受益者負担の適正化を図るため、静岡県立三ヶ日青年の家、静岡県立焼津青少年の家、静岡県立朝霧野外活動センター及び静岡県立観音山少年自然の家における使用料の額等を改めました。（別表第2、別表第4関係）
- (2) 受益者負担の適正化を図るため、静岡県立朝霧野外活動センターにおけるスケートリンクの利用料金の上限額を定めました。（別表第4関係）
- (3) その他必要な改正を行いました。

##### 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、令和4年4月1日から施行することとしました。

#### ◇公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例

##### 1 制定の理由及び内容

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の設立に伴い、次に掲げる条例について、同法人を条例の対象となる機関に加える等の改正を行いました。

- (1) 静岡県情報公開条例
- (2) 静岡県個人情報保護条例
- (3) 静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
- (4) 静岡県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例

##### 2 施行期日

この条例は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の成立の日から施行することとしました。

#### ◇特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

##### 1 改正の理由及び内容

特定非営利活動促進法の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第2条、第16条関係）

##### 2 施行期日

この条例は、令和3年6月9日から施行することとしました。

#### ◇静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 改正の理由及び内容

- (1) ふじのくに権限移譲推進計画に基づき、新たに市町が処理することとなる事務の追加をする改正を行いました。（第1条関係）
- (2) 県と市町で協議が調った事務を令和3年度当初から移譲することとしたことに伴い、新たに市町が処理することとなる事務の追加をする改正を行いました。（第1条関係）
- (3) 大気汚染防止法等の改正に伴い、新たに市が処理することとなる事務の追加等をする改正を行いました。（第1条、第2条関係）

(4) その他必要な改正を行いました。

## 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、令和3年4月1日から施行することとしました。

### ◇静岡県貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由及び内容

静岡社会健康医学大学院大学修学資金の貸与制度の創設に伴い、その返還債務の免除の条件を定めました。（第2条関係）

#### 2 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

### ◇指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

#### 1 制定の理由及び内容

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、次の条例について必要な改正を行いました。

- (1) 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- (2) 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- (3) 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- (4) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- (5) 介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する条例
- (6) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- (7) 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- (8) 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- (9) 介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する条例

#### 2 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

### ◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

#### 1 制定の理由及び内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、次の条例について必要な改正を行いました。

- (1) 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- (2) 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- (3) 障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例

- (4) 地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例
- (5) 福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- (6) 障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例
- (7) 指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- (8) 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

## 2 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

### ◇静岡県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由及び内容

静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の学校医の公務災害を補償するため、必要な改正を行いました。（第2条、第4条、第5条関係）

#### 2 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

### ◇事業者等を守り育てる静岡県公契約条例

#### 1 制定の理由

県の契約制度の適正な運用を通じ、良質な市場を形成することにより、県民に提供されるサービスの質を向上させ、業務に従事する方の労働環境を整備し、社会情勢の変化に的確に対応する優良な事業者等を応援し、活力ある地域の形成及び持続可能な社会の実現を図るため、条例を制定しました。

#### 2 内容

- (1) 公契約に関する基本理念について定めました。（第3条関係）
- (2) 県の責務について定めました。（第4条関係）
- (3) 事業者等の責務について定めました。（第5条関係）
- (4) 知事は、基本理念を踏まえた契約の締結方法など公契約に関する施策を総合的に推進するため、取組方針を定めるとともに、毎年度、取組方針の実施状況について、議会に報告しなければならないこととしました。（第6条関係）

#### 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。